

新スタッフ紹介

4月から「マザーズコーナーとくしま」のスタッフの一員となりました、**瀧下**と申します。

育児と仕事に頑張る方々の力になれますよう努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

新年度ですね

マザーズから
ひとこと

お仕事が始まると生活時間が変わり、親子で戸惑うことも多くなると思います。自分だけで頑張りすぎないこと、頼れるものがあれば活用しましょう。たとえば、夕飯の1品をスーパーのお惣菜にするなんていかがですか？(*^-へ-^*)家事も仕事もすべてパーフェクトにこなそうと一生懸命になりすぎないでくださいね。



マザーズ新聞
春号



不定期にお届け
マザーズトピック

期間を定めて雇用される労働者(有期雇用労働者)の**育児休業の取得要件が緩和**されています。

ご存知
ですか？

育児休業をすることができる有期雇用労働者の範囲

- 申出の時点で、次の要件を満たす方です。

子が1歳6か月に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと

※ ご注意：1歳以降の育児休業の取得について

子が1歳に達する時点で、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合、上記の要件を満たす方は子が1歳6か月に達する日まで育児休業の期間を延長できます。

さらに、子が1歳6か月に達する時点で、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、子が2歳に達する日まで育児休業を延長することができます。その場合は、申出時点において、下記の要件を満たすことが必要です。

子が2歳に達する日までに労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと

駅のハローワーク
マザーズコーナー
とくしま



お問合せ
088-611-1211

お仕事探しの参考に
してくださいね。



キッズコーナーがあります

お子さま連れでも安心。

お子さまを楽しく遊ばせながら、求人検索や相談ができます。

ベビーベッド、
おむつ交換台、
簡易授乳室等があります。
お気軽にご利用ください。

お子様を見守る専門スタッフが
常駐しています。
・10時～12時
・13時～17時

※お子様をお預かりして保育するということではありません。



大好評
毎月開催中

セミナーのご案内

経験豊富な講師が
再就職に役立つセミナーを実施します

無料

- 教えて！まぎーず！託児つき就活セミナー

- パソコン講習会

☆ 応募書類作成

月1回 火曜日 (13:30~14:30)

☆ 面接対応

月1回 火曜日 (13:30~14:30)

☆ 初歩的なパソコン講習

金曜日 全2回 (13:30~15:00)

※開催日は変更することがありますので、詳しくはお問い合わせください。